

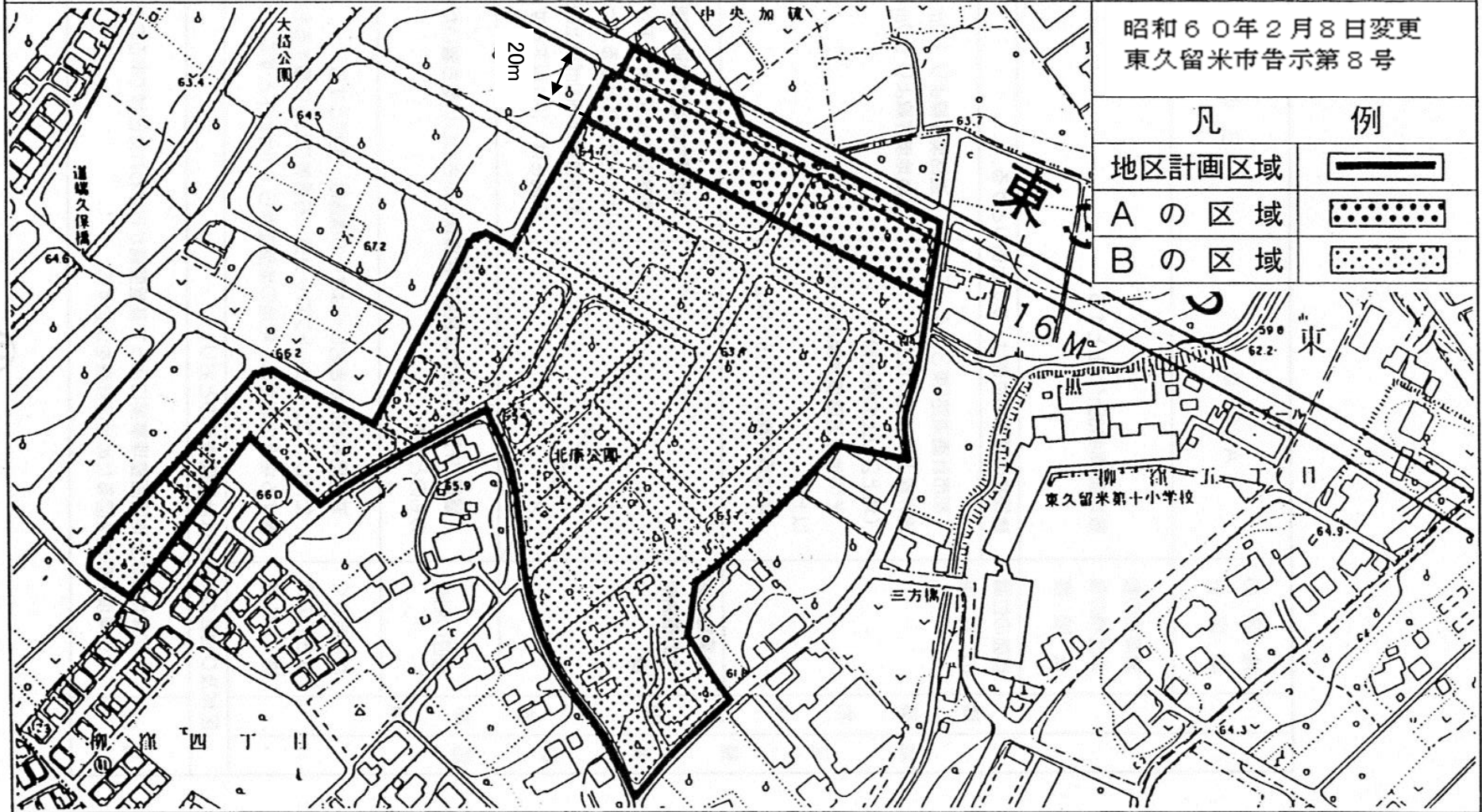
■東村山都市計画地区計画の決定(東久留米市決定)

都市計画柳窪地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	柳窪地区地区計画	
位 置	東久留米市柳窪四丁目及び五丁目各地内	
面 積	約 4.5 ヘクタール	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本区域は、恩多柳窪土地区画整理事業の施行により必要な道路及び公園等の公共施設の整備が行なわれた区域である。このため、地区計画を策定し、良好な住環境を形成し保持することを目標とする。
	土地利用の方針	都市計画道路東3・4・5号線沿いについては、周辺的环境を配慮し、将来の沿道立地性を考慮した土地利用を図る。 また、その他の地域については良好な低層住宅の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	清掃施設(集積所)を各街区ごとに、その必要数に応じ配置する。 電柱は、道路幅員を確保するため民有地に配置する。
	建築物等の整備の方針	建築物の建て詰まりを避け、また、敷地の再分割による過少宅地を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 さらに、建築物の秩序化と災害時から安全を図るため、建築物の高さの制限、壁面の位置の制限及びかき若しくはさくの構造の制限を行う。

		地区の細区分	A の 区 域	B の 区 域
地 区 整 備 計 画	建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は、135㎡以上とする。		
	建築物等に 関する 事項	壁面の位置の 制限	建築物の壁面の位置は、次のとおりとする。	
			都市計画道路(東3・4・5)境界線より1.5m以上。(地上2以上の階は除く。)その他の道路境界線より1.0m以上。隣地境界線より0.5m以上。	道路境界線より1.0m以上。隣地境界線より0.7m以上。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地盤面から9.0m以下かつ階数は地上2以下とする。ただし、敷地面積が500㎡以上の建築物の高さは、10m以下とする。		
	意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色あいのもとする。		
	かき若しくはさく の構造の制限	道路境界線のかき若しくはさくの構造は、生垣とする。ただし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合の高さは、宅地の地盤面から0.6m以下とする。		
区域及び地区の細区分は、計画図表示のとおり。				
理由	柳窪地区は、土地区画整理事業によって基盤整備が行なわれた区域であるので、良好な住環境の形成を図るため地区計画を決定する。			

柳窪地区地区計画(東久留米市決定)



昭和60年2月8日変更
東久留米市告示第8号

凡 例

地区計画区域	
Aの区域	
Bの区域	